

6月は京都府の畜産環境保全月間です！


「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」を遵守し、環境に配慮した畜産を実現しましょう

管理の方法に関する基準（施行規則第1条第1項第2号より）

イ 家畜排せつ物は管理施設で管理すること

 構造設備に関する基準に適合した管理施設で管理しましょう

ロ 管理施設の定期的な点検を行うこと

 設備の破損等で適切な管理ができなくなることを防止するため定期的な点検を実施しましょう

ハ 管理施設の床、覆い、側壁または槽に破損のあるときは遅滞なく修繕を行うこと

 施設の破損は家畜排せつ物の飛散や流出を引き起こす可能性があるため破損を確認した場合、すぐに修理しましょう

ニ 送風装置等を設置している場合は維持管理を適切に行うこと

 送風施設等の適切な維持管理を行いましょ

ホ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理方法、処理別の数量について記録を行うこと

 発生量、散布量、譲渡量、焼却・浄化処理量等で廃棄している量について年間記録を取り、保存しましょう



対象となる家畜と頭数

牛・馬	豚	鶏
10頭以上	100頭以上	2000羽以上

お問い合わせやご相談は各市町、広域振興局、家畜保健衛生所まで

京都府丹後家畜保健衛生所
与謝郡与謝野町字下山田616
TEL 0772-43-1125
FAX 0772-43-1124

